

「宮崎ひなた生活圏づくり」地域課題解決等支援事業実施要領

令和 2 年 4 月 1 日
総合政策部中山間・地域政策課

第1 趣旨

人口減少を背景に、集落の小規模化・高齢化による相互扶助機能の低下や、これまで生活サービスを担ってきた事業者の撤退が進むことが懸念される中、住民自らが地域の課題を共有し、その解決に向けた取組を促していく必要がある。このため、県は、地域における人口減少抑制や生活に必要な機能やサービスの維持・確保に向けた取組等を支援するため、「宮崎ひなた生活圏づくり」地域課題解決等支援事業を実施することとし、その実施にあたっては、この実施要領に定めるところによる。

第2 定義

「宮崎ひなた生活圏づくり」地域課題解決等支援事業とは、本要領第3に定める実施主体が実施する、本要領第4に例示する取組に対する市町村による補助金の交付をいう。

第3 実施主体

本事業の実施主体は、地域住民が主体となって、地域住民や地元事業者との話し合いの下、それぞれの役割分担を明確にしながら、生活サービス提供等の地域課題の解決に向けた取組を持続的に行う地域運営組織等で、以下に掲げる団体とする。

- (1) 地域住民により構成される任意団体
- (2) 公民館、自治会等の地縁的組織
- (3) NPO法人、公益社団法人、一般社団法人
- (4) 民間事業者
- (5) その他知事が補助対象事業者として適当と認める団体

第4 対象事業

本事業の対象とする取組は、人口減少抑制や生活に必要な機能やサービスの維持・確保に資する、以下に例示する事業で、補助金事業終了後も自立的・持続的な活動が見込まれるものとする。なお、事業の開始や体制づくりに必要な経費を対象とし、経常的な人件費・維持管理費等は対象外とする。

区 分	取組の例
生活支援関係	ア 移動支援（コミュニティバスの運行、送迎サービス） イ 家事支援（清掃、庭の手入れ） ウ 弁当配達・配食サービス エ 買い物支援（配達・地域商店の運営、移動販売） オ 交流拠点の設置（高齢者、多世代）
生活機能の維持	ア 地域商店の運営 イ ガソリンスタンドの運営 ウ 空き家や里山の維持・管理
高齢者福祉	ア 高齢者の声かけ・見守り イ 高齢者交流サービス

第5 事業の採択

- (1) 「宮崎ひなた生活圏づくり」地域課題解決等支援事業を実施しようとする市町村は、別に定めるところにより、実施主体と十分協議の上、事業計画書（要領様式第1号）及び関係書類を知事に提出するものとする。
- (2) 事業申請書等の作成に当たっては、次の事項に留意するものとする。
 - ① 実施団体の取組について、地域住民の課題意識や取組事項に関する話し合いの経過や参画の方法が明確となっていること
 - ② 補助終了後に活動を継続するための運営体制が明らかとなっていること
- (3) 知事は、事業計画等を審査の上、採択するものとする。
- (4) 事業採択後の事業計画書等の内容の変更等を行う場合には、原則として上記(1)から(3)までの手続等に準ずるものとする。

第6 実施調査等

知事は、必要があると認めるときは、事業の実施状況、補助金の使途、その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができるものとする。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和5年5月17日から施行する。